

岡本韋庵『支那事情』翻刻(下)

真 銅 正 宏

(本稿は、『同志社国文学』第47号掲載の「岡本韋庵『支那事情』翻刻(上)」の続稿である。)

十三、清国の官吏に虚銜多き情況

清国の官吏は虚銜を擁せるもの極めて多し。其は率ね科甲もしくは銀糧を納れ、及び勞績もて官卸を受け、京に入りて謁見せし後に各省に至り、真となるを候するものに係る。一省ごとに二三千人あり。名目各殊なり。知県の一官もて言ふに、出身の後に各省に發遣するものは即用知県とて、数年を経るほどに真となるべけれども、銀を納れて知県に準じ、或は現に知県に任じながら父母の喪に遭ひ、官を去りて家に皈り、期満ちて京に進み、再び分發せらるゝものは候補知県となり、上官に獲らるゝが多く、貨賄を投ずるゝに非ざれば、時(9—43)の至るを待て、身を終ふるのみ。候補知県は多くば銀

を納れて得たるものにて、未だ分派を経ざるものは再び賂を投ずるゝに非ざれば、幾十年を経とも真となることを得ず。試用知県も銀を納れたるものとす。試用せらるゝこと一二年にして補用知県となり、上に獲らるゝときは真となること難からず。又、大挑知県あり。挙人の會試に落第せるものを再び考試し、其第一等の考に入りたるを大挑知県とし、次を教官とす。大挑知県は、既に分派を経るときは真となること候補よりも速なり。棟発知県も亦、挙人の出身に係る。京に滞ふること久しうして後に分派するものは、賂賂に非ざれば真となりがたし。補用知県も亦、選を候し、銀を納れたるものとす。多く賄を投ずれば真(9—44)となるべし。是は知県一官の大略なり。其余も道台・知府より従九品に至るまで、各省に派遣して撰を候せしむるものに種々の名称あること知県に異ならず。軍功もて官となるものは必しも銀を納れず。又、武進士とて守備に任ずるあり。

各省に在るものは某宮標拔と称す。守備もしくは衛守備に補し、其欠を候するものは一二年にして真となることを得るのみ。真となるの難きこと想ふべし。されども何の官となく長官に媚びて賄賂を投ずれば真となることを得て、歳に数万より十余万の金を収むべし。争か賄を惜まん。知県以下の人に至りては最も多し。選を候すると幾十年に至り、家産を蕩尽するもの多く、歳終に及べば総督巡撫より金十円もしくは二十円（9—45）を給するのみ。其官を授けて銀を徴するの例は、湖北にては布政使その総弁となり、漢口にては漢関道その事を兼任するが如し。雲南・貴州の二省にては、特に委員を派出し、各省に到りて官階頂戴を囑がしむるがため、門に標榜を掲げて本局をば滇捐総局・黔捐総局といひ、支局をば滇委員公館・黔委員公館といへり。其価は湖北等に比すれば甚だ廉なり。其従九品頂戴は銀十四兩八錢にして、別に手数料一兩八錢を納るべし。監生は二十兩なり。貢生は四十兩なり。同知衛は二百兩なり。四品頂戴は七百兩なり。別に周旋料あり。其品に準ず。官に名ありて実なし。実職を得まく欲するものは、京に進みて金を献すれば候補となりて派遣せらる。知県は五六千兩、（9—46）道台は一万兩余を献せざることを得ず。附縁する所なく、且へ考試を経ざるものは此価にては買ふことを得ず。但、官の銀を要すること急なるときに遇へば、価も廉なり。甚しきは官より強迫して買はしむるに至ること

あり。凡官はいかなる清品といへども賄を投ずるに非ざれば真となること能はず。三年ごとに學生を考試して秀才を拔擢するの儀は甚だ盛なることにて、式に中るものあれば院内なる吏役ども鑼（どら）を鳴らして之を其人に報ず。其意は金を獲んとするに在り。秀才の賂を投ずること五六元より百余銀に至りて等しからず。発榜の後に房官を見まく欲して院に入り、某房は何官の関する所に係るやと問ふに、房官ども黙然として応ぜず。殆んど泥塑（つちにんぎよ）人の如（9—47）し。大賂を獲て終に指導するのみ。大約門卒（もんぱん）に四五元、茶房（ちやばん）に二三元、房官（へやずみ）のやくにんに四五元を給すといふ。其他は推して知るべきなり。

十四、官吏の横奪を恣にする状況

清国の官吏は官威を借りて横奪を肆にすること甚し。上は朝廷大臣より下は各省の吏役に至るまで、此風あらざるはなし。一二を挙げて之を言はんに、北京守城の吏は君側の武官を用ゐたるものにて、諸省百官の城門に進むごとに之を拘留し、行吏を点検して数日を阻滞し、必ず金を出さしむることあり。官、愈大なれば金を出すこと愈多し。総督巡撫の如きは必ず数千兩を出すに至り、其金の多きは上官にて取り、少きは小吏に分取りせしむ。点検（しらべ）の時に当れば、数千人紛集して（9—48）騷擾するほどに、毎に衣物を

亡失するといへども、更に訴へて収回することを得ず。唯、会試の輩と外国人のみは此累なし。故に外国人などの京に入るものあるときは、陰に衣服を托し城門に入るものなど多し。此検査は極て厳なることにて、何人たりとも之を動すこと能はず。李鴻章が嘗て京に入りしときにも衣物を稽留せらる、こと七日にして銀二千両を出し、終に免れたりといふ。諸省の吏員などは言ふも更なり。又、諸省の官吏は其部下を巡視することに民財を掠奪すること一般の風たり。台湾の支那部落は福建省に隸する所にて、三年ごとに布政使の其地を巡視することあり。其僚属は甚だ之を喜ぶといへども、土官は厭苦すること殊に甚し。蓋し賄賂多からざれ(9-49)ば直に責罰を受け、小過あるごとに頸に械を受けざることを得ず。土官は此累を免れんと欲し、重税を民に課するを布政使は掴み取る事算なく、車馬に黄白(きんぎん)貨宝を満載して去るとなむ。又、台湾の道台は歳俸一千六百両に過ぎざれども、税を龍腦等より徴し、私囊に入る、数は幾万なるや測られず。知府等も専ら官塩を売りて私利を営み、禁条を設け常に人民の私私を役して公米を運送し、追つて貨錢を給せんといひつ、長も約に違ひて給せず。人民は此役を免れんと欲して賂を投ずるもの多く、習慣となりて港税と称するに至れりとぞ。又、諸省の中にて外客を護送することあり。其護送に任ずるものを委員といふ。委員が過ぐる所の州県にては規費(9-50)

銀二両余を委員に遺るを贖儀といふ。損納出身の官に至りては四五両を遺ることあり。粟を納れて官となるは進士出身と同じからざるがために、委員たるもの貪婪を肆にし、毫も忌憚する所なしとなむ。又、道台学政などが廉従どもの跋扈することも甚し。漢口なる道台某が例に随ひて価五十錢といふ綿衣千枚を乞丐に頒与しけるに、此衣は道署(やくしよ)近傍の窮民のみ之を得て他処は極貧のものといへども一衣を受くることを得ず。蓋し署中の巨隸(しもべ)ども嘗て相識窮人の囑托(たのみ)を受けたるゆえ先づ之に給して終には一枚をも遺すことなきに至るとなむ。学政司林某ちうもの江蘇の松江府に到りて学童を考試せしことあり。随従の舩子ども江辺に在りて賭博館を(9-51)開き、衆を会し居けるとき、一武弁あり。部下数名を率ゐ其場に赴き、捕縛せんとしければ、博徒ども熱視して毫も恐怖の色なく、颯言して武官を馬より曳き落し、簇擁(むらがりいだく)して舩に入り、毒拳(にぎりこぶし)を揮つて痛く打撲し、罵辱して至らざる所なく、兵卒ども或は逃れ、或は傷つけられ、武官は匍匐(はらばひ)して岸に登り、知府趙某に哭訴し、遂に学政に告げしに、学政大に怒り、火籤(きうはこぶみ)を発して查弁せしむ。某知県に命じて委員とし、火籤を帶し罪魁を捕へしめしに、博徒ども蔑視すること武官の如し。傲然として曰く、「区々の知県が学憲の従者を奈にせし。熱か能く進て虎鬚を將でんもの

ぞ」と。知県屏息して手を出すこと能はず。館主を重責したりしが良久しうして舩人ども上陸し、知県に面し（9—52）告げて曰く、「武官を欧辱（うちはずかしゆ）せしものは別舩の人にて、僕等は与り知らざるなり」とて揚々と自得せり。知県すなはち駕を廻して飯り去り観るもの切齒せられけるとぞ。清人は上に諂ひ下に傲りて虚威を張り政法を蔑視すること斯の如し。官は何の為に設けたるを知らざるなり。

十五、清国兵制の修飾せざる有様

清国各省の常備兵は皆定額あり。其餉銀は毎月三兩十三錢にして、其中より飯費九錢を引き去れば、其余に三兩四錢あり。四十五日を一月と算して之を給し、閏月を算せず。歳暮に及びて更に二兩を給するの制なりといへども、上官に於て必ず幾分を侵奪することあり。即ち兵卒の現員八百人を称して千人とし、其余二百人の月糧米表餉銀をば、尽く上官の手に（9—53）入る、が如し。又、営外の店舗に諸物を竊ぐものあり。皆上官の開設する所にて、凶荒に遇ふごとに物価の昂貴すること甚しく、営兵ども資用の足らざるをもて予め餉銀を借ることなれば、給与の期に至りては、尽く上官のために奪れ、一錢も手に入ることなし。斯る始末なるをもて兵卒の飢寒は殊に甚しく、往々民財を掠奪して自ら給し、盜暴なること賊よりも甚

し。甘肅土人の諺に「賊来一過、官兵難擋」（賊の来るは一過のみ、官兵はしりぞげ難し）^①といへる由なり。聞く所に拠れば、広東の城兵などは、多く街衢に遊歩し、常に破敗の諸什器を携へ、故らに行人に触れて無礼を咎め、金錢を貪り取るに至らざれば止まず。動もすれば率の去りて兵營に到り、凌虐を加へ、或は馬舩を奪ひて之に乗り、傲然として其価（9—54）を給せずとかや。又、官にて壮兵を募るにも籍あると否るとを論ぜず。率ね五方雜処の遊民のみ多く、規律も嚴ならず。營中にて弦を弾じ、胸に忠義勇壯など、書し、常は好て鴉片煙を喫し居るといふ。又、博奕館あり。銀を納れて兵卒の餉銀とす。兩広総督某、嘗て令を下して嚴禁せしに、兵卒の困置せること殊に甚しく、諸物を賒買（かけかひ）し、其価を償はざるにより、再び其禁を解かれしかば、博奕の流行すること益甚しくなりしとなむ。其他各省の道憲等が諭旨を奉じ、勇目を徵集するにも、兵器を持するものを見れば何の器械と何の人種とを論せず、悉く兵籍に編入して兵備周整すと称するゆえ、概ね奸猾の民のみ多く虚勢を張り、虚威を逞して無頼なること殊に（9—55）しとぞ。蓋し清人は元來兵に適せず。嘗て清廷より聘せられたる普魯西人あり。兵卒に坐作進退を教ゆること数年なりしが、己が意の如くならざりしかば、深く歎息して、彼等は教ゆるに随つて忘れ前日の訓練を記憶するものなし。吾輩の尽力も更に益なきことなりといはれたりとぞ。

十六、清国兵種の状況

満兵は前を拒くに敵にして後を衛るに疎なり。故に往年、英仏両軍の来寇せしときにも毎に其後を衝て捷利を得たりといふ。漢人も彈丸雨注せる下より進むものあり。されども短兵もて相接するに至れば忽ち逃散し、満州騎兵の鉦銃の下に居ながら神色自若として変ぜざるが如きものあるに如かず。西人は清兵を評して「死を畏れず反つて人を畏る」といふ。(9—56) 満漢軍とも夜往くに必ず燭を執りて其光数歩の外を照すに至り、暗襲を好まず。故に勝を制すること能はず。殊に各省駐防の満兵など漢風に化して懦弱なること甚し。福建省福州の兵員の如きも満八營・漢八營あり。營ごとに三千人あるを分つて五隊とするの制なりといへども、名ありて実なし。実は二百人に過ぎず。迭に総督の衙門を衛戍せり。其府内なる東南の二区は率ね満人の住処にて口数万余あり。漢官の董轄に服せず。男子は悉く兵と称すれども、月糧を受くるものは一千人に過ぎず。兵死すれば交番に其欠を補ひ、事故ありといへども福州を出でず。専ら府内に備ふるのみ。常に商販を事とせず。特に極貧のもののみ市肆に坐し物件を鬻ぎたり。稍満州(9—57) 語を解し、常に官音もて談話すといへども話法正しからず。間、或は漢字を知るものあれども怠りて傲り、漢人待つこと奴隸の如し。女子は貴紳と称するも

のも、絶て足を縮小するものなく、衣服は闊大にして瀟灑なり。曾て漢人と婚を通ずることなし。其先は清帝の親臣にて、北京より来り住せるものなりとかや。此等は満人といへども事変に臨て功を建つべきものとは思はれず。漢人も蜀楚の民は頗る義勇に富めるものありといふ。福建省の如きも海岸一帯諸邑の民は家ごとに火繩銃を蔵し事あるごとに携へ出て鬪争するを官にて禁ずること能はず。是は明季に我が邦人の其地を襲撃せしとき、進退迅疾にして飛ぶが如く官兵の来り防ぐもの毎々遷延して事(9—58) に及ばざりしかば、衆人相謀り此銃もて防御したりしより、子孫相伝へて今に至りたるものにて、其地に多く石碑あり。倭人來撃云々など書したる由なり。又、広東省なる潮州府は人口稠密にして府民の新嘉坡・瓜哇・吉巴・秘魯諸國に移住するもの年を逐ひて益多しといへども、曾て其減少するを見ず。地に勇兵多く、各村みな兵隊を擁して官に抗し、海賊など甚多しといへり。

十七、清人の報国の念に乏しき情況

清国の風俗は商売もて習を成し、国人もはら身凶を嘗み他慮に暇あらず。政府の誅求に頭を低れ、命を奉じて敢て抗論せざるものは酷吏の武断によりて然るのみ。報国の念あるには非ざるなり。嘗て一人あり。山東の諸地を探らんと欲す。(9—59) 其國人まさに清廷

と異議あり。因て一生の相識るものに就て之を謀る。生は山東なる某県の人なり。生に告げて曰く、「吾は云々せまく欲すれども、道憲の允さざるを奈にせん」。生曰く、「髪を斬りて和尚となり、口に仏經を誦せよ。中国の万人は誰も知るゝこと能はじ」。其人の曰く、「余は仏經を解せざるなり。言を發せずばいかん」。生曰く、「是は万全の策なり。中国の俗は言語せざる人もて神仙とするなり」と。其人大に笑ひて曰く、「子は殆ど今の中国人には非ざるなり」と。生すなはち筆を把り大書して曰く、「世路難行錢作馬、中国万民皆大差、不是上古隆盛日、今朝無人為國家（世路行難きも、錢馬と作り、中国万民皆大に差ふ、是上古隆盛日ならず、今朝、人、國家の爲にするなし）」と大書したりき。又、一人あり。嘗て一官を見て時事を話す。官曰く、「中国は竟に如何ならん」。其人の曰く、「9—60」(世あに万年の天子あらんやとは中国の習にて、古より然り。大清の一たび蹶きたらんには、北境は俄國に皈し、南省は英國に皈せんか)。官曰く、「西夷は孔子を尊ぶことを知らず。豈よく中国を服せんや」。其人曰く、「彼も夫子を尊ぶことを知るのみ」。官曰く、「可ならん。貴國は何の故に中国を取らざるや」。其人曰く、「能はじ。されども西人に経略せしめんには、敵國の料理せんに如かじ。你我は齊しく孔子の徒に非ずや」。官曰く、「真に然り、真に然り」とて喜氣その面に溢れぬ。是にても國人平日の用心を見るべし。往

年英仏兩軍の清國を攻しときは、広東の土民九百五十人を備ひ、人ごとに月俸六元を給して役せしに、土人ども挺前して、楷梯を壘砦に架し、奔走して同族を殘害し、絶て(9—61) 國に報じ、友を愛するの誼なかりしとなむ。此時に備ひたるは、多くは海賊にて、多金を得まく欲するの念あり。且つ罪を獲て僇死せられんことを恐れしゆえ、甚だ力戦しけれども、終に精兵となること能はず。蓋し其心に恥づることなく、専ら抄掠を事として技芸の人に卓越することを得ざるゆえなりとぞ。

十八、清人の殘忍なる情況

清國の人情は殘忍なること甚し。敵の降者を殺すに慘毒を極めて愈快とするが如きは、一般の常習とす。英仏兩軍の進入せしときも、兩軍の死傷せしもの西國の戦に比すれば甚だ多かりき。其は清人の敵を擒するごとに慘毒を加ふるより敗るときは、直に戰没して生擒せらるゝの苦楚を免れしと覚悟しければなり。兩軍の新河を攻破せりとき進て寨に入り、擒せ(9—62) られたるもの、死屍を検せしに、悉く火繩もて全身を炮烙したりとぞ。西人ども評すらく、清人は天道禍福の理を知らず。故に歐人が危を冒し、險を履むが如くなること能はずして、敵人を酷虐するに果せるの情なることは真に驚くに堪たるものあり。兩軍は土人を遇するに恵あり。且つ札を

加ふれども、土人は両軍の營を出づるを見るま、或は石を投じ、或は兵器もて脅迫することあり。」西人も野蠻の民は仁恵礼儀を貴ばず、威を用うるに如かずといふに至れり。蓋し清人は官吏の嚴酷なるに習ひ、人の憐恤を加ふるを見て反りて柔弱とすることゆえ、西人の其民を制するにも、専ら威嚇を用ふるなりとなむ。されども是は敵人の事なれば深く怪むに足らず。甚し(9—63)きに至りて、親子相棄て、顧みざるものあり。両軍の太沽に入りしとき、土人四散せし跡に一老嫗の甚だ剛健なるものあり。其女が股を傷つけ、床に臥したりしを棄て去りて顧みず。女呼て、「母や母や、吾を扶けて去られよ」といふに、嫗は聞きながら、充耳の如くなりければ、西軍その態を見るに忍びず、壮夫二人に命じて擔ひ去らしめたり。又、一小男あり。老婆を携へて両軍に保全せんことを請ひ、言畢りて臥するゆえ、両軍は群衆の逃れ去るを見て小男を呼び携へ去らしめしに、小男すなはち起て行きたりしが、未だ幾くならずして、老婆を湖中に投じたりとなむ。又、貧民が子を鬻ぐことは、古よりの風習にて、率ね女子を多しとす。小なるは二三千文、大なるは八九(9—64)千文に至り、既に鬻ぐことを約する以上は、父母たるもの女子の服を剝て一単衣を給せず。買ふもの多くは兵丁惡漢のみ。女子を買ひ得るときは、四五人ごとくに駝背に縛し女子の涙を垂れて洩々たるを顧みず。速に馬を駆りて去るとかや。古嘗て其子を食へ

るものありと聞く。彼輩は揮て子を食へるもの、後裔なるべし。饑荒の歳に人家に入りて屍肉を盗み食ひ人肉を鬻し、猪牛肉と詐りて市に鬻ぐが如きは曾て怪むに足らずなむ。

十九、清人の誑詐貪婪なる情況

清国の人情は誑詐にして貪婪なること甚し。諸物を外人に鬻ぎ、外客を宿せしめて非常の高価を要するが如きは固より怪むに足らず。外人の実価を知るものは相当の価を償ひを(9—65)止むものあり。余、嘗て北京なる孔廟に詣り、門に入らんとせしに、守門の卒来りて錢を要するゆえ、二十錢を与へしに、敢て開き肯んぜず。更に三十錢を与へしかど、猶も聴かず。怒りて去らんとすれば、其人呼て、「既に彼に与へたり。汝、宜しく彼に求むべし」といふに、曾て聴き入れず。已むことを得ずして十錢を与へたり。曲阜なる孔林に詣りしときも、斯る状あり。去りて知県に謁し、此事を語り、明日再来すべしといふに至り、始めて門を開きたるほどにて、孔子のために深く遺憾を懐かしき。又、知県などの従人をして、外人を饗せしめ、及び選卒を出して通行の外人を護送せしむることあり。余、嘗て秦(9—66)安を過ぎりしとき、知県が僕人の食を贈るもの来りて錢を要すらく、「中国人の来り訪ふもの悉く此例たり。独り日

本人のみならず」といふゆえ、「余は日本人なれば中国の例に従ふこと能はず。錢を要するが如くば贈らざるに如かず。吾は食を知巢に乞ふものに非ず。知巢に価値を書せしめよ。原価を償ふべきぞ」といふに、「二次の上食十千文なり。我に一千文を給すべし」とて、其書を火中に投じき。又、清寧を過ぎりしとき、衛卒の錢を要せしものあり。西洋大人云々など其事を証せしゆえ、故らに遜辞して錢なしと告げれば、拝謝しけれども、途上にて彼れが贈れる柿子を食ひたるゆえ、償はんとするに受けず。殊に快々たる気色あるゆえ、書を知州に投じて償ふことを托（9—67）しき。其他に店人・舟子・馬夫などの錢を要することは、真に厭ふべきものあり。直隸・山西の諸県の駅亭などには、多く妓の紛至するものあり。多くは山東の遊妓にて、手に弦索を携へ、客に強て一曲を聴かしめ、辞すれども聴かず。叱すれども顧みず。錢を散して速に去らしめば、声を聞て群起し、洵々として欄止すべからず。驅りて門より出すに至らざれば止まず。更に一種の無頼男子あり。長き水煙袋を携へ、客を見て煙を喫するや否やを問ひて左右を離れず。土妓と表裏して奸を為し、色を好むものあれば誘て買はしむ。未だ彼が街中に陥らざるものあらずといふ。四川省なども此風は甚だ盛なりといふ。江蘇・浙江の諸県にも公然として鴉片を嚙ぎ、併せて姪を（9—68）売るものあり。甚だ貪濁なる状なりとかや。又、直隸省・張家口の

諸処にては、土人ども故らに質樸なるまねして、蒙古人を欺くものあり。秋候に蒙古人が駱駝を率ゐて至るを見れば、誘て己が家に至り更に房錢を要せず。老爺の随意なりとて甚だ周旋に力む。蒙古人は榻に靠り茶を喫し意気揚々として甚だ得たり。土人ども之と運輸を約するに、先づ其価を収め、百方欺詐して物品を交易するに、其価を倍し、蒙古人は一分を出して税銀と謝銀とに充て、其余を飯費に充て、僅に些少を存するを教宗の用に供しければ、春に及びて家に販るに、更に一錢あることなしとなむ。是は小民の俗習にて、我邦にも昔は嘗て此風ありしかども、實際に就て一般に斯る情実な（9—69）るはいかにもうるさきことに思はれぬ。

二十、支那人が虚喝虚飾の情況

支那人が虚喝もて外人を遇し、虚飾もて自ら欺くを得計とするの風習あり。田舎間の婦兒に至りても外人を見ては大声して洋鬼子と呼ぶものなきを、外人ども失礼なりとて或は鞭し、或は睥睨して叱するときは、愕然として叫喚し恐怖して室に逃げ入らざるものなり。蓋し土人が平日の言語にも倨傲なること多く、自ら知らざるのみ。必しも睚眦の念あるにも非ざるなり。馬夫・舟子などに至りては、外人の爲に鞭撻せられ、頭を蹴られなどするに至るも、曾て抗抵するものなきが如し。或は財に臨みては争弁することありといへ

ども、大声譁譁するに止り敢て敵を打たんとするものなし。同族の(9—70)弁髪を執りて搏闘するを見るに、一敗するまゝ、号泣して人に訴ふること宛も小児の如し。怯懦の風を想像せらるゝ計なり。彼邦古今の史を閲するに、单身挺前して縦横に敵陣を衝突せしものは、我邦に比すれば甚だしく、豊公征韓の役に我兵の三々五々に分散して各自に戦へるを見て、蝴蝶陣と称し、深く畏れたる由なれども、斯る人民を取りて兵としけるゆえなるべし。然るに一般の人民ども進士及第せるもの、外は、渾て野蠻兼味の族のみ。東に皇国あり西に英仏あるを知らず。天子ちうものはら己が邦に在るのものと認め、外人に向ひて談論することに、天に二日なく地に二王など、傲語するもの多く、辺僻の地に至りては、官吏といへども我が大(9—71)日本あるを知らず。人に向ひて、「日本は安くに在るや。將た朝鮮か」など、尋ぬるものなど多し。迂闊の甚しき、真に抱腹に堪へたるものあり。且、貧富の懸隔せること甚しく、富者は数百万より数千万の金糧を擁し、公・侯・伯・子・男の爵位を帯び、兵卒数十百人を蓄へ、各自に其身家を保護すといへども曾て庶民の窮を顧みるものなし。普濟堂など、て、貧民を救済するの名ありといへども、其金は悉く官吏の腹を肥すのみにて、貧乞ども路傍に相望み、常に広さ高さ三四尺計なる土屋中に住し豚圈か狗糞かと覺しき中に夫婦並び住し、兒子を長するもの、天津などにては路傍十數

丁の外に連り、或は二三間許の小舟を家屋に代へて居住するもの河中に充滿するほどにて、人間の生涯とは思はれず。(9—72)斯る輩ども外人に向ひ、啾々として錢を乞ひなどする状あるを、同族相視て毫も顧ることなし。國中の奸民ども耶蘇宗徒の金を散じて教誘するに従ひ、其門に入るもの多きを見て、痛く憤懣し、争鬪を起すものなどありといへども國中に人民相救ふの法あることなし。其民に西洋人を見て太人老爺と仰がしめざること能はず。現に斯る境界に居ながら争てか、外人を軽侮することを得ん。傲然大言するは、真に虚喝の甚しきものといふべし。又、虚飾にして自ら欺くといふは、平生の挙動に在ることにて、凡そ君父に事へ、朋友に接するより、凡百儀節の末に至るまで、繁文虚設に非ざるはなく、虚費を為すこと極めて夥し。姑く喪式の一事に就て言ふにも、多くは虚名を争ふ(9—73)がために擗踊・杖歩・哭泣の節など、先聖の遺制に出づといへども、曾て衷情より然るに非ず。棺に向ひて背行号慟し、鼓築もて導く状など兇戯に類するものあり。或は人の泣哭に巧みなるものを雇ひ、路次に叫哭して其勢を助けしめなどすることあり。又、天子の喪などあるときは、哀詔の至るを聞けば、哭すれども哀詔の至らざるときは、聞ても聞かざるが如く、毫も哀める色なし。又、先塋に上るごとに哭すれども、既に退くときは、相視て笑ひ、毫も余哀あることなし。嘗て船中に在りて朋友の死したるを取

り扱々たるを見るに殆ど死豚を視るが如くなりければ、深く驚きたることありき。是等にも虚飾の盛なるを見るべし。(9—74)

二十一、支那人の懶惰にして不潔なる情况

支那人は性情懶惰にして不潔汚穢なること甚し。彼邦の上流に立つものは、艶妾と男色(だんしよく)と阿片とを以て三種の珍宝とすといふ。妾は知県の輩にても十余人を買ひ、蓄ふるものあり。是は孟子が「不孝有三、無後為大(不孝に三有り、後無きを大と為す)」の語を主張するなりといへども、醜美を論じ多数を要するは孟子も意外なるべし。又、婦人の足を縮小にするは、六代の際に始まり、いはゆる「歩々生蓮花(歩々蓮花を生ず)」といひ、「侍兒扶起(侍兒扶け起す)」^⑤といふなどに倣ひたるにて、「婦女は安静に家を守るべし。意を恣にして行走すべからず」といひつゝ、防閑すること甚しく、幽囚に似たることあり。婦女の職としては、一牀を治むるに過ぎず。学問も事業も曾て子孫を訓ふるに足るものなきは、真に笑止千万なり。鴉片は最も国人の嗜める(9—75)こと、芻豢醴醪の比に非ず。学士・大人の世に盛名あるものといへども、常に貪餌して息まず。上海にて有名なる画工胡公寿が如きも日に三円の鴉片を服餌すといふ。中には之を餌するを恨事なりといひて、息むること能はざる学士など多し。怨女・曠夫などは鴉片もて夫婦に易ふるほど

にて、氣力耗竭し事を行ふに堪へず。羸瘦して色青く、枯骨の如くなりしものあり。全国人民が喫せる所の鴉片は殆ど進口出貨の上に出づといふ。是、実に人民昏惰の第一淵源といふべし。男色は直隸省など最も盛に行はれ、中等以上の輩は、娼館に遊ばずして、相公の房に遊ぶといふ。相公は男色の異名にて、常に演劇場などに在りて隊を成し、客の美服せるものを見るや流眇(ながしめ)して、情を送り或は(9—76)客の坐に就き、其肩背を撫して媚態を作し、甚しきは腰股の間を撫摸するなど、冶蕩婦女の為し肯んぜざるものあり。相公の毫も暫色なきのみならず客も欣々として自得の色あり。相公の来るを相公上坐といひ、客の錢を賞するを坐兒錢といふ。又、相約して飯館に至り、陪坐して觴を侑しむること片刻にして、数千文を給するを開発錢といふ。同衾に至りては、甚貴く、更に定価なし。或は銀百両、或は数十両を用うるとかや。斯る風習にて、苟安の心を抱くものなれば、卑者は尊者を仰ぎ、貧者は富者を仰ぎて、万一に僥倖せんとすること殊に甚しく、更に廉恥を知らざるに至れり。是、実に不潔汚穢に甘心するの淵源なるべし。支那の街衢は何地も荒穢して修めず。(9—77)臭腐汚穢を堆積して、邸を成したる処多し。北京の塵土など雨天相続の時に担屎(こえかつぎ)漢の來らざるに遇ひては、僕人に命じ糞桶を抱て、街道に至り直に写し去らしむるの風あり。故に北京にては西山より搬運し來れる石炭粉

と人糞と相和して、堆く晴天に風吹くときは飛揚して人の鼻目を埋め、真白となりて皇居を蔽へり。又、官吏の邸宅などは如何を知らず。揮て旅店などに宿するにも、外人止宿の家を除くの外は、揮て團廨(かはや)の設なく、屋後に脱糞することにて固より定りたる所なければ、脱糞に臨みて是を容るべき所なく、豚来りて糞を争ひ、時として糞を蹴散すことなどあり。支那人は意気揚々として煙を吹きながら、尻門を露出しけれども、外人は甚だ苦し(9—78)きことと思はる。客舎すら然り。其他は推して知るべし。又、田舎の客棧(やどや)などに宿するときは、寢牀に板を用ふるは上等にて、多くは蜀黍幹を敷きたるのみ。其房は常に厩と相接し、厩は曾て掃除などしたることなきほどなるに、牆壁に空隙の多きことなれば、臭気来りて鼻を衝き、実に堪ゆべからず。食卓(テーブル)子などにも二三十年も掃除せざるものにて、污垢堆積し、高下を生じたる程なり。器具類は固より、腥穢なること言ふべからず。小民は馬槽中の水を掬して飲むものあり。瓶にて井水を汲むに、其瓶を大路なる馬糞の上に置き、更に井を汲みて、毫も怪める気色なし。聞く処に拠るに、山中などの水速き処に至りては、途上の潦水を汲み、馬糞もて飯を炊くものなどありと(9—79)かや。又、北省などにては、道路の土を掘り来りて、牆屋を塗るゆえに、道路の荒穢せること甚しく、道路の広さ一二町にも及べる所など多しといへども、大

半は撃ちて池の如くなしたりしかば、雨ふることに停蓄して往来を妨げ、車などは其輪を没して馬も進むこと能はず。屢々村人を備ひ、時間を移して僅に引出すに至れり。是みな懶惰の弊にて斯の如きに至れるなり。

二十二、支那に盜賊の多き情況

支那にて盜賊の多きは驚くに堪たるものあり。各省みな巨盜ありて出沒し、徒屬數十人より数百人を聚め、山沢に拠り行人を劫し、或は数十の船隻を泛べ隊を成して船を劫し人を虜し、或は白昼に豪家に侵入し、村落を掠奪し、甚しきは県衙を侵し金穀を奪ひ去るに至れども、県令どもは頭を奉じ鼠竄(9—80)するのみ。上官たるもの之を知るといへども、部内の治まらざるをもて、免黜廢革せらる、の恐れあるがため、隠れて上言せず。賊をして、大に残毒を肆にし、公然と暴行して忌むことなきに至らしむとかや。揚子江などにも常に数十の船隻を合して行客の船を囲み、掠奪を肆にするものあるゆえ、夜に入れば汽船の外は更に往来するものなし。此国にては、何等の人たりとも、舟もて往来するをば旗を掲げ、鑼を鳴して紳士が舟中に在ることを示すの習ひたり。斯くせざれば関を過ぐることも容易ならず。寇盜の防ぐに便ならざるがために、外国人などの往来には何の品位もなきものにて、大旗に某国欽差大臣な

ど、題せしめて橋上に掲ぐといふ。又、雲夢沢鉅野の（9—82）辺などにも屢巨盜の人を劫すものあるをもて、外客の往来するときに中には多人の兵卒を出して護送せしむるといふ。聞く所に拠るに河南省なる鄭州を距ること三十里と称する処に、一隊百余人の盜あり。共に夜兮もて一所に聚まり、明日は某処に抵るべしと議定し、明日に及べば装束して商人となり行旅と同じく行き、其財物あるを見るま、従つて強奪し、男女老少となく悉く虜にし、去りて僻処に至りあなたが家は何の処に住し何の業を作せるやと詰問し、商人なれば家財の多少を書し、農民なれば田圃の広狭を掲げ、其価を幾個と認め写して其家に送り、家人をして某月某日を限り金銭を持し来りて其身を贖はしめ、期に及びて至らざれば一日を遷延（9—82）することに錢若干を加へ、一錢も足らざれば贖ふことを許さず。固より其匿したる処を知らしめず。諸処の衢路に多く賊の字を貼したるものあり。諭すに錢を出して人を贖はしめたりといふ。州官も始は見遁がしたりしかども、終に問はざるに附すること能はず。人を四方に出し、捕拿せしめたりとなむ。又、聞くに、浙江省なる湖州府に費村といへる村あり。ある日の黎明に賊七八百人あり。頭に青竹葉を挿み、各自に力銃鑼鼓を携へて来り襲ひ、正午に至りて四散しけるに、器械・家財すべて一空となり、村民ども傷つけるもの五六十人あり。婦女の擒にせらるもの三人あり。衆これを知県に訴へしに、知県は

不在なりとて弁理せざりしとなむ。草賊すら此の如し。姦（9—83）雄の鬘を伺ふものあらば、何もて防御せんや。清国の内地には賊の山沢に潜伏するもの寔に多く、虚を窺ひて発せんとす。外人に接するに姑息多きも此が為めなりとかや。雲南・貴州には長髮賊の余党あり。遼東には馬賊あり。其外各省に此類あらざるはなし。広東省などにも、海陸ともに盜賊多く、巨魁はつねに府県鄉村の間に住し、奢侈を窮極し、時としては数十の船隻を出し、船貨を劫奪し、或は數百の人徒を従へて巨室に侵入し一家を捕縛し、金銀衣物を掠め去るに至ることあり。或は官より兵を出して捕へしむることありといへども、兵みな震懾して進み、近くこと能はず。或は捕拿することありて、長官みづから訊鞠し、其に自首せしめ、巨魁を獲て死刑を命ずることなどあ（9—84）れども、率ね銀數万兩を出さしめて漸く放逐するに至り、県人ども其人を知りて惡むこと甚しきも、終に之を如何ともすること能はずといふ。真に政治なき世界の狀態なり。

二十三、清国の国力余裕ある情況

上に陳述したる所にて清国情俗の大略を見るべし。斯く論じ来れば清人の畏るべきを見ざるが如し。余といへども未だ其与みし難きを見ざるなり。況や彼の大人・学士と称するもの常に自尊自大の風あ

り。政事・経済など一つも外国に待つとなしとて善を四海に取ることを知らず。鐵路電線を架せんとすれば、風水の説を主張して墳墓を徒すことを否み、金銀壙を穿たんとすれば地気を走漏すとて、群民驚駭して息まず。其頑固なる、実に憐むべきものあり。又、僻地の貧民などは、病に臥(9—85)すること数月を経とも、薬を服すること能はず。外客を見て用意の薬を請ふものあるに至り、衛生の方など曾て言ふに足るものなし。之を見るもの争か黙止するに忍びんや。志あるものは務めて論破し、其弊を矯むべきなり。されども彼国土地の広く、人民の多き、一概に言ふべからざるものあり。国力は余裕あるにや。学士の心あるものは、「中国の情形は労働の如し。特に朝廷の百姓を待つに、寛厚なる一事のみ持むべきに属す」と賞するものあり。明治八年台湾の役などにも拳国人心の洶々たるにも未だ嘗て物価の騰貴するを聞かず。国に儲蓄多く、且つ常に雑穀を食ふがためなりといふ。北京の冬春は運輸に便ならざる如きも、常に通州三百万石の積穀あり。年(9—86)を逐ひ新陳相易て其数を減ずることなく、北京も此の如く、民常に陳陳米を食ふといふ。各処埠頭(みなと)などに外商の来り住するもの日に多く、未だ嘗て破産転居するものなり。各処の新報館など日に新紙数千枚を印刷するも、内地の学士は之を読むものなきを見れば、戸口殷盛の徴たること明なり。

二一四、商法を盛にすべき意見

今日清人と接せんには、上海・漢口・烟台・天津・福建などの各港にて、広く地基を買ひ、日本町を起し、絹・綿・綢・緞の類より、食物の長く保存すべき類を始とし、一切の紙類・海物・漆器・陶器・竹木に至るまで、彼の時好に投ずべきものを列し、兼て我邦の書籍を陳し、花卉を樹て彼の縦観に供せしめ、多く書生を遣り、専ら一事業を修めて、広く彼国人に接せしめ、或は医生などを遣(9—87)り、病人を治療せしめ、永遠の利益を謀るべし。余、嘗て此事を彼邦学士に謀りしことありしに、「君は雅人なり。商法といへども、極めて条理あり。此行(みせ)にして、一たび開けば、中国人のため欣慕せられ、善利を得べきなり」といはれき。清人は価さへ廉なれば何にても買ひ入る、風あり。近來は我邦の手拭を便利なりとて用うるもの日に多し。蝙蝠傘なども廉なるものは多く售らる、に至れり。必しも新奇を厭ふに非ざるがため、廉なるものを振びて、多く店中に開列すべきなり。竹木などは最も必用にて、北省などにては、囲七八寸の竹にて、価一円以上に至るとぞ。我商人が文房の諸器を買ひ来るが如きは、最も厭ふべきものにて、毫も国益となることなきのみならず、(9—88)大に財力を散ずるの淵源たり。深く注意すべきことにこそ。(9—89第1行まで)

註

- ① 文中の訓点にもとづき、書き下し文は引用者が加えた。
- ② ①に同じ。
- ③ ①に同じ。
- ④ ①に同じ。
- ⑤ ①に同じ。

付記 今号に翻刻した分にも、中国および中国人に対する見方に、現在から見て不適切と思われる表現が見られるので、前号に掲載した本翻刻の目的等について再掲しておきたい。

一、本翻刻の目的と著者岡本韋庵について

韋庵岡本監輔（一八三九（天保一〇）～一九〇四（明治三七））は徳島県出身の儒学者であり教育家である。岩波文庫に収められた中野逍遙『逍遙遺稿』（岩波文庫の題は『訳文逍遙遺稿附原文』で、一九二九（昭和四）年刊、訳者笹川臨風および金築松桂）の序を、明治二八年六月の日付で書いていることから窺えるように、その活動範囲は、一地方の教育家に限定されるようなものではなく、かなりの著名人であったようである。ただしその経歴には残念ながら不明な部分が多い。サハリンすなわち樺太に関する数多くの業績は比較的知られているようであるが、彼のもう一つの大きな活動である、清への数度の訪問についても、全くと違ってよいほど顧みられてい

ない。

幕末の高杉晋作の『遊清五録』を始めとするいくつかの清国旅行記とも名付くべき作品群の末端近くには、例えば一八九七年（明治三〇）年渡清の永井荷風の「上海紀行」（一八九八年二月、『桐陰会雑誌』）などが連なっている。さらに一九二二年、奇しくも明治の終焉と年を同じくして清朝が滅亡した後、大正期に入ってから上海に渡った徳富蘇峯や谷崎潤一郎、芥川龍之介らの目にも、清時代の余風が強く残る町の姿が入ったものと考えられる。このように、日本人の清国旅行記は、清の滅亡後もしばらく、つまり大正期を含めて、一つの系譜を為していたといえよう。

ただし、大正期に比べ、明治中期頃までのそれは、一八八四年から一八八五年にかけての日清戦争とその前後の日清の関係から、さほど多く見られるわけではない。むしろ極めて少ないとすべきである。したがって、その空白期に渡清している岡本韋庵は、極めて貴重な証言者たる位置にあるわけである。

ところが、岡本韋庵の旅行記および清に関する記述は、まったく世に知られていない。彼の著書は総数で数百点に上ると見られるが、活字となったものとなると、昭和三九年になって、徳島県教育委員会の手により、彼の自伝と樺太の経営に関する『窮北日誌』が、『岡本氏自伝』として復刻されたばかりで、多くの彼の清への旅行

記も、他の著作とともに、筆写本のまま徳島県立図書館に所蔵されたままである。

翻刻者は、徳島大学総合科学部助教有馬卓也(中国文学)とともに、膨大な量に上るこれら清国への旅行記の翻刻を企図した。まづ漢文体で書かれたものを書き下し文に直すことから始め、現在、以下のとおり進行中である。

有馬卓也・真銅正宏「岡本韋庵『支那遊記』翻刻・訳註(その

一)』

(一九九五年三月、『徳島大学国語国文学』)

有馬卓也・真銅正宏「岡本韋庵『支那遊記』翻刻(その一)」

(一九九六年二月、『言語文化研究』)

有馬卓也・真銅正宏「岡本韋庵『支那遊記』翻刻・訳註(その

二)』

(一九九六年三月、『徳島大学国語国文学』)

有馬卓也・真銅正宏「岡本韋庵『支那遊記』翻刻(その二)」

(一九九七年二月、『言語文化研究』)

有馬卓也「岡本韋庵『烟台日誌』翻刻・訳註

(一九九七年二月、『言語文化研究』)

有馬卓也・真銅正宏「岡本韋庵『支那遊記』翻刻・訳註(その

三)』

(一九九七年三月、『徳島大学国語国文学』)

その過程で、同じ岡本韋庵の書いたものに、漢文体ではなく、漢字片仮名混じり文のいわば地理案内が見つかった。これは日誌ではなく、ある時点で一まとめに書いたものと思われる。本稿は、これを翻刻したものである。

本文は、高杉晋作の『遊清五録』に、内容、文体ともに似ている。しかし、自ずからなる視点の違いも見受けられる。いずれにせよ、幕末から明治にかけての日本人が、清という大国をどのように見ているのかは、のちの日本の一部の知識人たちに流行した「支那趣味」を鑑みても、尊敬と侮蔑の入り交じった、日本人の両義的な対中国意識の早い時期の表れとして、興味深いところである。

もちろんその記述の際、差別意識など、ところどころに、現在から見て不適切な表現も含まれているが、原文の歴史的意義を尊重して、ここでは原文のまま翻刻した。その実際の手続きは以下のとおりである。

二、凡例

一、本翻刻は、徳島県立図書館所蔵の岡本韋庵の未刻本のうち、『支那事情』二と題された、清国の形勢について述べた冊子を翻刻するものである。同図書館には『支那事情』一と題された未刻

本も所蔵されているが、両者の内容は連続せず、それぞれ独立したものと考えられる。また『支那事情一』は文章も文字も乱れが目立ち、判読不可能な部分がかなり多い。したがって、未定稿の可能性も高いので、今回は翻刻は見合わせた。

一、該本の書誌は、以下のとおりである。「明治初期」写。仮綴一冊（ただし同図書館に於いて整理の折、保護の為に付したと推される仮表紙あり）。縦二十四・八cm、横十七・五cm。墨付四十五丁。毎半葉十一行。なお、（9―1）で始まる数字は、一丁の表裏それぞれに順に便宜的につけた番号であり、うち「9」は、徳島県立図書館の整理番号（『岡本韋庵先生蔵書及原稿目録』による）である。また、各章の題は、欄外に岡本自身が書き付けた見出し的な表記に、翻刻者が通し番号を付したものである。また欄外表記のうち、段落分けを伴わず、小題と見られるものは、〈〉で囲み文中に含めた。

一、原文には、のちに書き加えられたと見られる訂正が若干見られる。本翻刻では、これをも取り込み、完成原稿であると見られるものを本文とした。

一、原文は、漢字片仮名混じりの文であるが、片仮名は平仮名に、旧字は新字に直した。「、」氏などもそれぞれ「こと」「とも」などと平仮名に直した。ルビは原文のままであり、（ ）内の註は、

原文に付された左註である。また読み易さの助けとして句読点を施したが、原文には一切ない。

一、原本のちょうど半分ほどの箇所には、一ページ分の空白がおかれ、内容もそこで区切られている。本翻刻もこれに従い、この箇所では、便宜上「上」「下」二部構成とした。今号はその「下」の部分の翻刻である。なお「上」については前号に掲載した。なお、翻刻に際しては、徳島県立図書館に格別の御配慮を賜った。記してここに改めて感謝したい。